

令和7年10月22日（水）
東大和市交通安全対策審議会

資料

まちづくり部 都市基盤課

目 次

令和7年度東大和市交通安全対策審議会会議次第	1 頁
交通事故状況（東大和警察署提供）	2 頁
東大和市内の救急活動状況（北多摩西部消防署提供）	3 頁
東大和市の交通安全対策事業状況	4 頁～8 頁
東大和市交通安全対策審議会委員名簿	9 頁
東大和市交通安全対策審議会設置条例	10 頁～11 頁

令和7年度東大和市交通安全対策審議会

令和7年10月22日（水）午前10時00分～
市役所 会議棟1階 第2会議室

会 議 次 第

1 市長挨拶

2 委嘱状の交付（新規委嘱者）

3 委員の自己紹介

4 議題

(1) 関係行政機関の状況について

① 東大和市内の交通事故状況

② 東大和市内の救急活動状況

(2) 東大和市の交通安全対策事業状況について

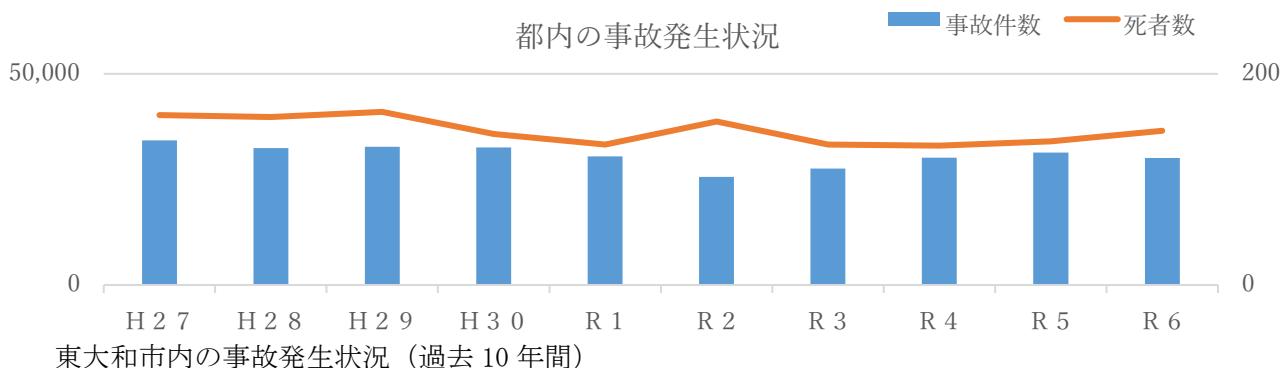
(3) その他

交通事故状況

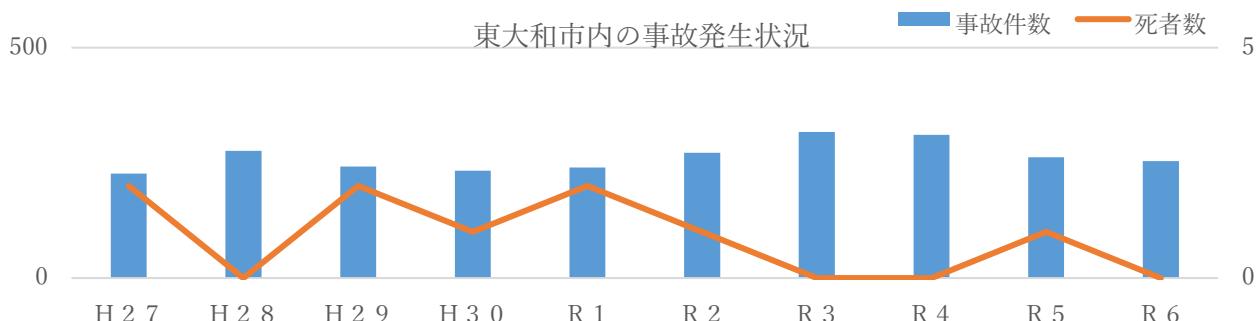
1 過去10年間の推移

都内の事故発生状況（過去10年間）

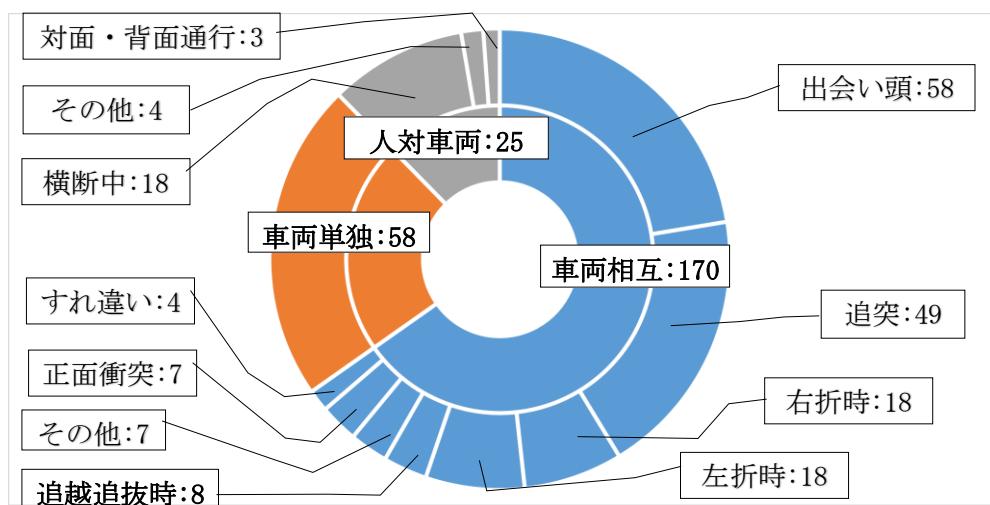
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事故件数	34,274	32,412	32,763	32,590	30,467	25,642	27,598	30,170	31,385	30,103
死者数	161	159	164	143	133	155	133	132	136	146



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事故件数	227	276	242	233	240	272	317	311	262	254
死者数	2	0	2	1	2	1	0	0	1	0



2 東大和市内における事故類型（令和6年）



令和7年8月29日

北多摩西部消防署

東大和市内の救急活動状況（令和6年中）

救急出場件数	5, 359件（前年比 31件）				
搬送人員	4, 702名（前年比 79名）				
事故種別	① 急病 3, 728件 約69%（前年比 -9件） ② 一般 983件 約17%（前年比 42件） ③ 交通事故 251件 約5%（前年比 -40件） ④ その他 73件 約1%（前年比 0件）				
救急出場件数	251件（前年比 -40件）				
搬送人員	253名（前年比 -9名）				
交通事故	年齢別	0～2歳	4名	40～49歳	19名
		3～5歳	5名	50～59歳	36名
		6～14歳	19名	60～64歳	13名
		15～19歳	15名	65～69歳	15名
		20～29歳	34名	70歳以上	59名
		30～39歳	25名		
曜日別	日曜日	33件			
	月曜日	31件			
	火曜日	35件			
	水曜日	46件			
	木曜日	39件			
	金曜日	33件			
	土曜日	34件			
程度別	死亡	0名	（初診時に死亡が確認）		
	重篤	0名	（生命の危険が切迫している）		
	重症	3名	（生命の危険が強いと認められる）		
	中等症	70名	（生命の危険はないが入院を要する）		
	軽症	171名	（軽症で入院を要しない）		
備考	1 本統計は、令和6年中において、東大和市内に東京消防庁の救急隊が出場したものです。				
	2 東京消防庁全体の交通事故に伴う救急出場件数は41, 765件で、救急出場件数の4.4%を占めています。				

東大和市の交通安全対策事業状況

(令和6年4月～令和7年3月)

1 交通安全推進事業

(1) 通学路等に交通立看板の設置又は交換を行い、交通安全対策に努めた。

- ・新 設 113 箇所
- ・交 換 27 箇所

(2) 全国交通安全運動

① 春の全国交通安全運動 6.4.6（土）～6.4.15（月）

運動の重点	1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
	2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
	3. 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
	4. 二輪車の交通事故防止（東京都重点）

② 秋の全国交通安全運動 6.9.21（土）～6.9.30（月）

運動の重点	1. 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
	2. 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
	3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
	4. 二輪車の交通事故防止（東京都重点）

(3) 交通安全教室実施状況

(単位：回、人)

対象	回数	人員	内容
幼児	13	1,009	信号の見方、正しい横断の仕方等 (保育園・幼稚園)
児童	10	745	小学3年生を対象にした自転車運転免許講習会
生徒	2	902	スタントマンによる体験型自転車交通安全教室 (第一・三中学校) ※四中は雨天中止
高齢者	1	10	高齢者のための自転車安全教室
計	26	2,666	

(4) 自転車シミュレータを活用したブース展示

11/3（日）～4（月・祝） 東やまと産業まつりにおいて展示

内容：自転車シミュレータによる安全診断、ヘルメット着用の推進

自転車シミュレータ体験者：196名

(5) 交通安全啓発リーフレットの作成、配布

対象	内容
高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請者	高齢者・自転車事故の発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
東京都市町村民交通災害共済の市役所窓口での申込者	高齢者・自転車事故の発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
自転車用ヘルメット購入費補助事業利用者	自転車事故の発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、損害賠償保険の加入、自転車の点検整備義務ほか
スタントマンによる体験型自転車交通安全教室に参加した中学生	市内の中高生の自転車事故発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、損害賠償保険の加入、ほか
市内の中学3年生	自転車用ヘルメット着用推進、ヘルメット購入費補助事業の紹介、ほか
交通安全市民のつどい参加者	交通事故発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
産業まつりでの自転車シミュレータ体験者	市内の自転車関与事故の状況、損害賠償保険の加入、自転車利用安全五則の徹底、自転車安全利用アプリの紹介、ほか
高齢者の自転車交通安全教室参加者	高齢者・自転車事故の発生状況（市）、自転車安全利用五則の徹底、ヘルメット購入費補助事業の紹介、ほか

(6) 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

① 掛金の額（年額） Aコース 1,000円 Bコース 500円

② 令和6年度中に請求を受けた見舞金の支払い状況

(単位：件、万円)

等級	程 度	見舞金額及び件数				支 払 件 数 計	支 払 金 額 計		
		Aコース		Bコース					
		件数	金額	件数	金額				
1	死亡（交通災害を受けた日から1年以内）	0	300	0	150	0	0		
2	重度の後遺障害（交通災害を受けた日から1年以内）	0	200	0	100	0	0		
3	入院日数30日以上の傷害	2	34	0	17	2	68		
4	入院日数10日以上30日未満、または実治療日数30日以上の傷害	8	14	1	7	9	119		
5	実治療日数10日以上30日未満の傷害	3	8	0	4	3	24		
6	実治療日数10日未満の傷害	5	4	1	2	6	22		
合						20	233		

③ 加入状況

(単位：人、%)

Aコース	Bコース	合計	加入率	備 考
1,975	607	2,582	3.0	6.4.1 現在の人口 84,995

(7) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

① 事業開始日 令和元年 7 月 1 日

② 支援内容

運転免許証を自主返納した方 1 人に対し、東大和市コミュニティバス回数乗車券（90 円 25 枚づり）1 冊を交付。

③ 対象者

運転免許証を自主返納した方のうち、運転免許証を自主返納した日及び運転免許証を自主返納した日から起算して 6 か月以内の当該申請時において、東大和市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であること。

④ 令和 6 年度中の回数乗車券交付状況 (単位：人、冊、%)

区分	申請数	交付数	構成比
65 歳～69 歳	25	25	12.32
70 歳～79 歳	116	116	57.14
80 歳以上	62	62	30.54
合 計	203	203	100.00

(8) 自転車用ヘルメット購入費補助事業

① 事業開始日 令和 5 年 8 月 1 日

② 補助内容

自転車用ヘルメットの購入に際し、自転車用ヘルメット 1 個あたり 2,000 円を割り引く事業を実施した店舗に対し、その割引額を補助する。

③ 対象者

ア 自転車用ヘルメットは、新品のもので、通常の販売価格が税込み 3,000 円以上で、安全性の認証（SG マーク、JCF マーク、CE マーク、GS マーク、CPSC マーク）を受けたものであること。

イ 使用者（東大和市民に限る）が自ら使用するための自転車ヘルメットであること。

ウ 自転車用ヘルメットの使用者が市の自転車安全利用啓発冊子により交通安全ルール等に関する学習を実施した者であること。

④ 補助個数

807 個（1,614,000 円）

2 交通安全施設管理事業

(1) 道路反射鏡の補修及び清掃、警戒標識、道路標示等の補修を実施し、適切な維持管理を実施した。

① 道路反射鏡補修	8 基
② 警戒標識補修	0 基
③ 区画線等補修	7, 356. 42m (98 路線)
④ カラー舗装補修	
ア. グリーンベルト	43. 40m (3 路線)
イ. グリーンベルト以外	18. 32 m ² (6 路線)
⑤ 道路反射鏡清掃	1, 304 基
⑥ 交差点鉢補修	1 基

(2) 自転車の通行位置や進行方向を明示し、利用者に交通ルールを周知するため、自転車ナビマークを設置し、適切な維持管理を実施した。

※ 別紙自転車ナビマーク設置場所図参照

自転車ナビマーク設置路線数 12 路線
自転車ナビマーク設置箇所数 658 箇所



3 交通安全施設整備事業

(1) 道路反射鏡の新設 3 基 (一面鏡 3 基)

(2) 交差点鉢の新設 1 基

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘要	備 考
学識経験者	田 島 潤 一 郎	シニアクラブ連合会理事	R7.10.1～
	湯 沢 仁	交通安全協会副会長	R3.1.16～
	池 田 政 次	スクールガードリーダー	R2.7.1～
	國 吉 隆 子	交通安全協会常任理事	R3.4.1～
	岡 田 亜 希 子	第一中学校 P T A会長	R7.7.1～
関係行政機関職員	吉 村 浩	第七小学校長	R7.4.1～
	和 田 孝	第一中学校長	R7.4.1～
	榎 原 元 秋	都北多摩北部建設事務所管理課長	R6.4.1～
	五 味 正 繼	北多摩西部消防署警防課長	R7.10.1～
	片 桐 誉 之	東大和警察署交通課長	R7.8.25～

会長 湯沢 仁
(R6. 10. 2 の会議で選出)

職務代理者 池田 政次
(R6. 10. 2 の会議で指名)

○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

令和3年11月30日条例第25号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道徳の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年10月1日条例第19号）

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則（昭和49年10月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年6月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「1年」を「2年」に改める部分に限る。）は、平成28年7月1日から施行する。

付 則（令和3年11月30日条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③

自転車ナビマーク設置場所図

